

群馬大学共同教育学部紀要刊行規程

令和 2.4.1 制定

改正 令和 8.5.20

（目 的）

第 1 条 この規程は、群馬大学共同教育学部（以下「学部」という。）及び群馬大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）における紀要の刊行に関し必要な事項を定め、学術の向上を図ることを目的とする。

（部 門）

第 2 条 紀要の刊行に関し効率的かつ公平な発行に資するため、学部の講座を次の 3 部門に区分する。

部 門	講 座
第 1 部門 (人文・社会科学)	国語教育講座，社会科教育講座，英語教育講座 特別支援教育講座，学校教育講座
第 2 部門 (自然科学)	数学教育講座，理科教育講座
第 3 部門 (芸術・技術・体育・生活科学)	音楽教育講座，美術教育講座，保健体育講座 技術教育講座，家政教育講座

（委員会）

第 3 条 紀要の刊行のため、学部に群馬大学共同教育学部紀要委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（業 務）

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 刊行方針を策定すること。
- (2) 編集及び刊行計画の立案に関すること。
- (3) 論文の受付及び論文審査に関すること。
- (4) 各部門間の調整に関すること。
- (5) 費用の配分に関すること。
- (6) その他必要な事項

（組 織）

第 5 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 第 1 部門に属する各講座から選出された教員各 1 人計 5 人
- (2) 第 2 部門に属する各講座から選出された教員各 2 人計 4 人
- (3) 第 3 部門に属する各講座から選出された教員各 1 人計 5 人

（任 期）

第 6 条 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(議決)

第9条 委員会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(部会)

第10条 委員会に、論文の整理及び査読等を行うため、部門ごとに編集部会（以下「部会」という。）を置く。

2 各部会は、第5条に規定する部門ごとの委員をもって組織する。

3 各部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。

5 各部会は、投稿された論文を査読し、結果をとりまとめて委員会に報告する。

(投稿の申込み)

第11条 紀要に投稿申込みできる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学部及び研究科の主担当を命ぜられた教員

(2) 附属教育実践センターの主担当を命ぜられた教員

(3) その他委員会の承認を得た者

2 投稿の申込みは、1人1編とする。

3 この規程に定めるもののほか、投稿の申込みに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(投稿)

第12条 学部及び研究科の主担当を命ぜられた教員は、所属する講座が含まれる部門に投稿するものとし、前条第1項第2号及び第3号に規定する者は、それぞれの専門に最も関連のある部門に投稿するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会の承認を得た場合は、他の部門に投稿することができる。

(論文審査)

第13条 委員会は、第10条に規定する部会からの査読結果報告に基づき、投稿された論文を審査し、採択の採否を決定する。

2 論文の審査に当たり、委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の意見を聞くことができる。

3 委員会は必要に応じて、学内外の学識経験者に当該論文の査読を依頼することができる。

4 審査の具体的な手続き等は別に定める。

(著作権及び電子公開)

第14条 紀要に投稿及び掲載された論文等の著作権は、原稿執筆者に帰属するものとする。

2 学部は、紀要の電子化による社会への公開を目的とした本文複製権及び本文自動公衆送信権を利用することができる。ただし、著作権者から利用制限の申し出がある場合

は、この限りではない。

（規程の改廃）

第15条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

（事 務）

第16条 委員会及び紀要に関する事務は、管理係において処理する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年5月20日から施行する。